

千代田区災害廃棄物処理計画【概要版】

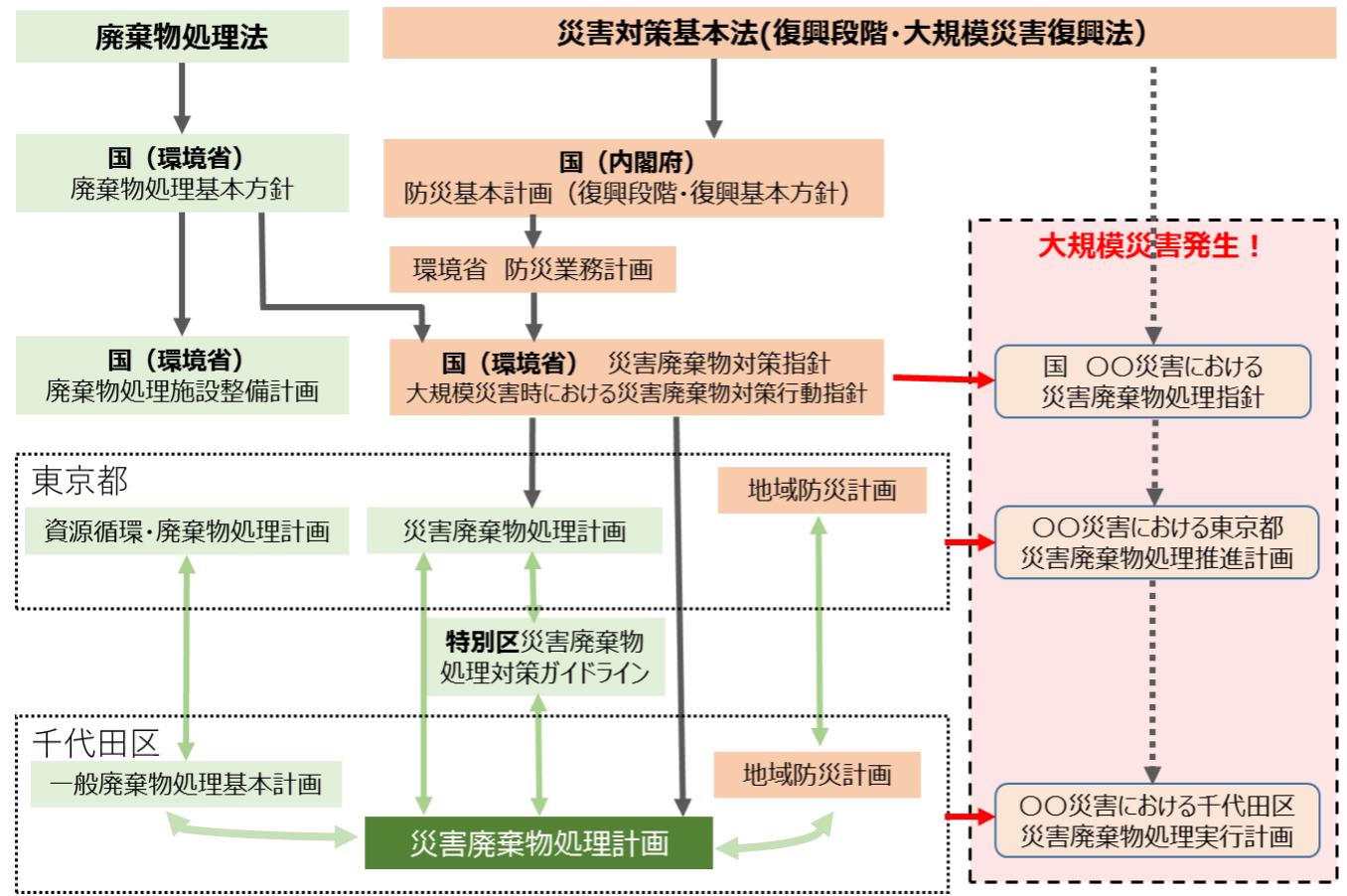
千代田区 意見募集
令和5年2月5日

1 総則

1) 計画の背景・目的 (1.1~1.2)

- 東日本大震災等、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が発生し被害も甚大化。災害廃棄物が大量に発生。
- 国は国民の生命・財産を守るために、「災害廃棄物対策指針」により、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理する対策についての基本的事項を示し、東京都も「東京都災害廃棄物処理計画」を策定。
- 特別区と東京二十三区清掃一部事務組合は「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を作成し、特別区における災害廃棄物・し尿の円滑な処理のための対策を示した。
- 本区も、地域特性を踏まえ、災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、「千代田区災害廃棄物処理計画」を策定する。
- 関連計画や関係法令との整合性を図るとともに、「千代田区地域防災計画」を補完

2) 計画の位置づけ (1.3)



3) 対象とする災害 (1.5.1)

千代田区地域防災計画に示された地震災害及び風水害被害を想定災害とする。

【対象とする災害及び発生する災害廃棄物】

対象とする災害	地震	風水害、その他の自然災害
発生する災害廃棄物の例	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿 土砂、降灰、土砂混じりがれき	損壊建物の解体がれき 被災家屋からの片付けごみ 仮設トイレからのし尿 土砂、降灰、土砂混じりがれき

【対象とする地震災害と想定被害 (出典・平成24年4月東京都防災会議資料、現行の区地域防災計画に基づく)】

想定地震	名称：東京湾北部地震(冬・夕方) 規模：M7.3 最大震度：7
想定被害	死傷者：273人、負傷者：10,364人 滞留者：1,080,758人、帰宅困難者：501,355人 避難者：11,076人
	全壊棟数：835棟、半壊棟数：1,775棟 焼失棟数：2棟

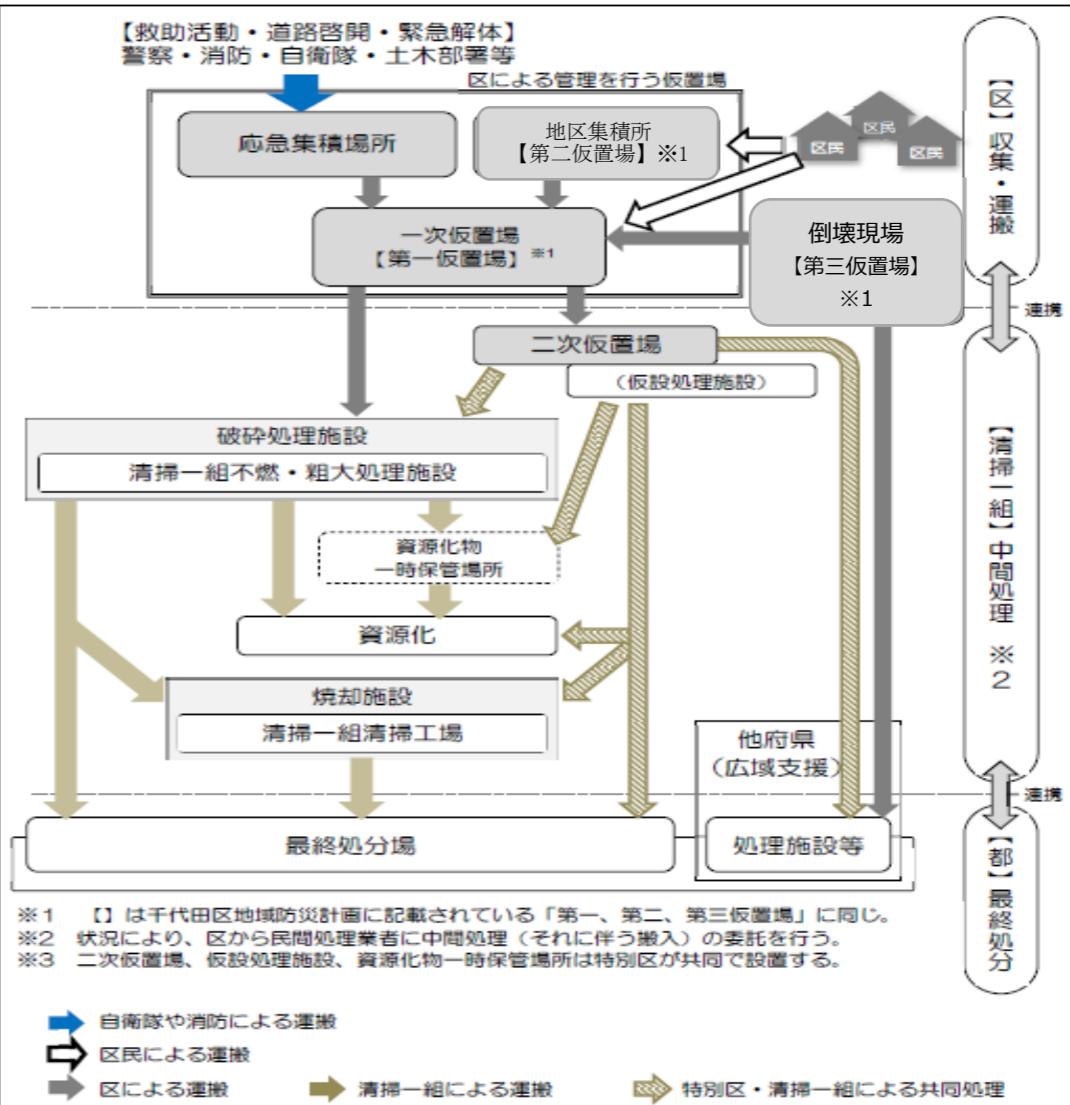
4) 対象とする廃棄物 (1.5.2)

- 対象とする廃棄物は地震等の災害によって発生する①災害がれき②被災者や避難者の生活等に伴い発生するごみ③仮設トイレのし尿とする。

区分	品目の例
災害がれき(解体がれき、片付けごみ)	木くず、コンクリートがら、金属くず、ほか
被災者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ
し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

5) 災害廃棄物の処理の流れ (1.6)

(1) 災害がれき処理の流れ



(2) 避難所ごみ、生活ごみの流れ

- 区民等の協力を得て分別を行い、腐敗性が高いものを優先的に収集する。原則として通常のごみ集積所を利用し、収集して中間処理施設に搬入

(3) し尿処理の流れ

- 下水機能の有効活用をはかることを原則とする。仮設トイレや災害用トイレを併用した場合、協定先の民間事業者等の協力により収集し下水道局の水再生センターに搬入

(4) 災害がれきの分別、減量化、再資源化の流れ

- 災害がれきの分別・再資源化は処理期間の短縮、最終処分量の削減等非常に重要であり、災害時においても徹底を図る

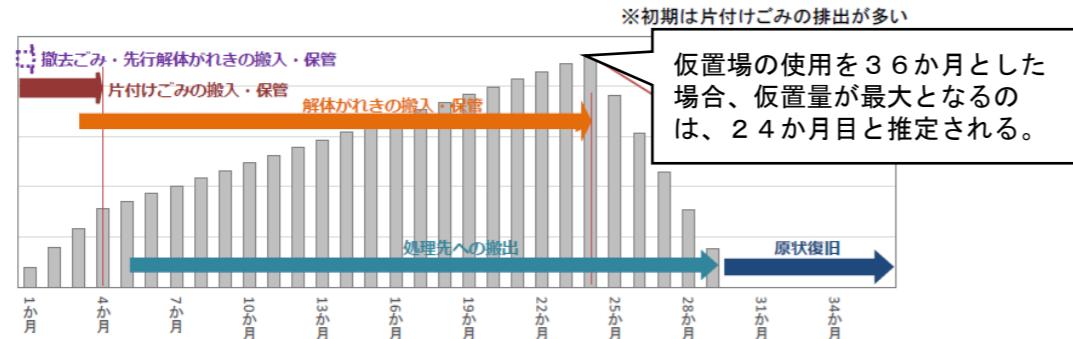
6) 災害がれき発生量 (1.7.1)

- 平成 24 年 4 月 18 日東京都防災会議被害想定報告書における「首都直下地震等による東京の被害想定（東京湾北部地震）」の千代田区の被害棟数から算出した災害がれきの発生量は、最大約 60 万 t（コンクリートがら 49 万 t、木くず等 11 万 t）に上ると推計。
- これは、千代田区における年間ごみ量（令和 3 年度実績、59,703t）の約 10 年分に相当。

7) 仮置場の必要面積 (1.7.2)

- 特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、災害がれきを全量・一時的に仮置きした場合の仮置場必要面積は約 17 万 8 千 m²と推計。

災害がれきの仮置場での保管量推移は、以下の図のとおり。



2 災害廃棄物処理に係る基本的事項

1) 主体ごとの役割 (2.1.1~2.1.7)

基本的に災害廃棄物は発生した自治体内で処理することが原則である。災害の規模などにより特別区や東京都などの連携は隨時検討する。

主体	主な役割
千代田区	災害廃棄物の収集・運搬、一次仮置場の設置と管理
特別区	二次仮置場・仮設処理施設等の共同設置と管理
東京二十三区清掃一部事務組合	可燃・不燃・粗大ごみの中間処理、くみ取りし尿・浄化槽汚泥の処理
東京二十三区清掃協議会	廃棄物収集車両の各区への配車調整
東京都	被害状況等を踏まえた技術的支援や各種調整
事業者	災害廃棄物の適正処理
区民	排出段階での分別の徹底

2) 千代田区災害対策組織体制 (2.2.1)

発災後は、地域防災計画または事業継続計画に基づき、災害対策本部をはじめとした実施体制を構築する。

災害廃棄物の処理は、千代田区災害対策本部内の清掃班及び環境班で対応する。

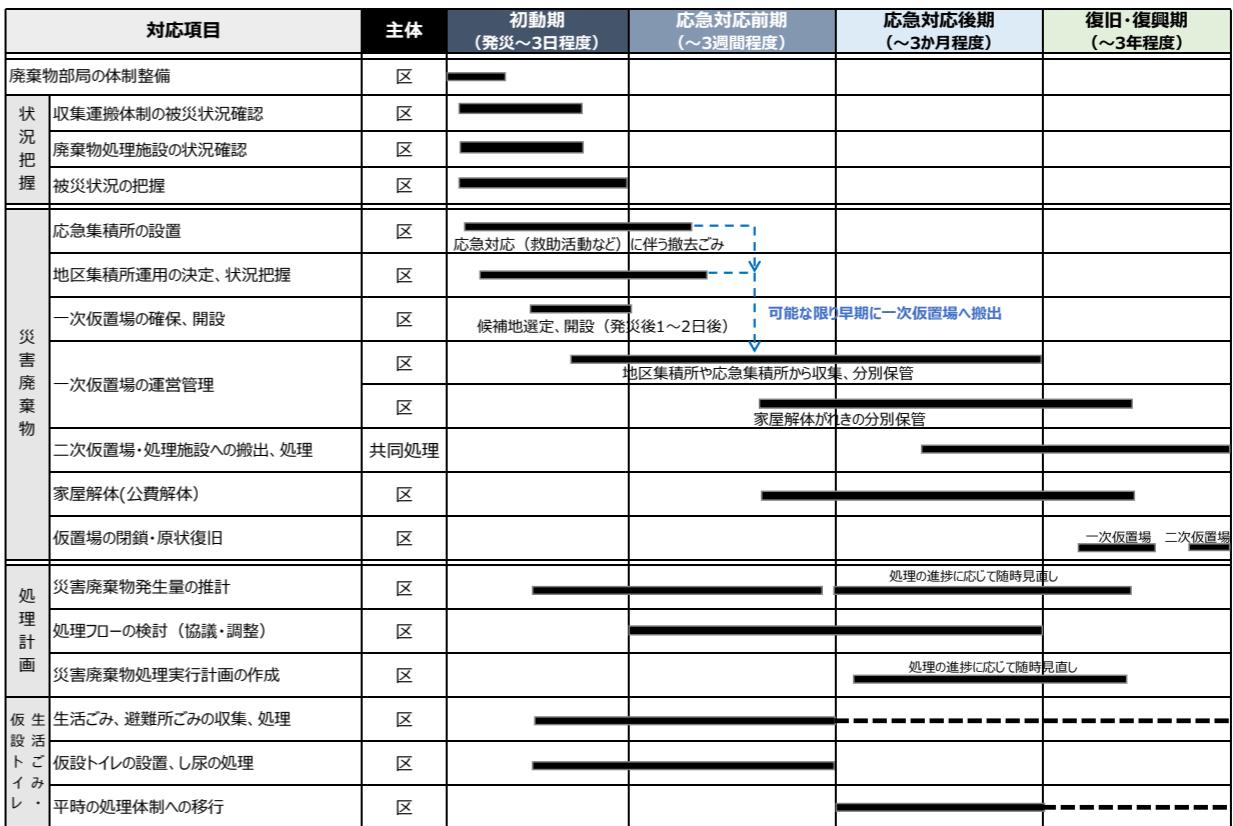
3 災害廃棄物対策

1) 基本方針 (3.1)

- 計画的かつ迅速な処理……計画的かつ迅速な災害廃棄物処理を進め、適宜計画の見直しも行う。
- 資源循環及び環境に配慮した処理……分別による資源の循環利用や最終処分量の削減に努める。
- 安全対策の徹底……区民や従事する作業者、ボランティア等の安全対策を徹底する。
- 経済性に配慮した処理……処理方法や処理先の検討にあたっては、費用の効率的な低減を図る。
- 区民や事業者への分かりやすい指導……排出・分別方法を分かりやすく広報し、ごみ出しルールを指導する。
- 関係機関との緊密な連携……特別区や清掃一組、東京都、民間事業者などの緊密な連携を図る。
- 災害対応力向上の人材育成……災害廃棄物処理には専門的な知見が必要となることから、人材育成を図る。

2) 処理の流れ (3.2)

災害廃棄物の処理完了までに要する期間は可能な限り短縮を目指す。なお被害が甚大であること等により長期の処理が見込まれる場合においても、広域処理・民間活用等を検討することにより発災後 3 年以内の処理を目指すものとする。



3) 仮置場等 (3.5)

(1) 仮置場の種類と特徴

- 救助活動、道路啓かいなど災害発生初期段階の活動において支障となる廃棄物（災害がれき）のほか、被災建物や廃棄物を速やかに解体・撤去・処理・処分を行うために、災害廃棄物の仮置場を速やかに設置する
- 仮置場の種類と機能等は以下のとおり（特別区災害廃棄物ガイドラインを参考に作成）

種類	設置主体	設置期間	機能
地区集積所	区	初動期～応急対応期 (発災～3か月程度)	区立公園等を利用し、区民が自ら廃棄物を持ち込む場所として設置
応急集積場所	区	初動期～応急対応期 (発災～3か月程度)	緊急道路障害物除去により集めたがれきを、処理体制が整うまで仮置するために設置
一次仮置場	区	応急対応期～復旧期 (発災後～2年程度)	地区集積所、応急集積場所から廃棄物を搬入し、選別後に第二仮置場や他の処理場に運搬するまで仮置場として設置
二次仮置場	特別区	一次仮置場設置後～復旧・復興期 (発災後～3年程度)	各区より持ち込まれる廃棄物を、大型機械等により選別し、他の処理場に運搬するまで仮置場として設置

(2) 仮置場候補地

- 災害発生後に速やかに仮置場設置が行えるよう、平常時から活用可能な場所や利用可能性の調査協議を行い総合的に判断
- 候補地選定は、区有地、国、都等の公園等を基本に行うが、災害の規模により、必要面積の確保が困難な場合等には、やむを得ず民有地を借地することがある。

(3) その他

- 生活ごみ・避難所ごみの処理
平時と変わらず、収集・運搬については特別区の相互援助体制を整備、処理について清掃一組と連携
- 帰宅困難者対策
本区の地域特性から多数の帰宅困難者（約 50 万人）が想定される。滞留者についても約 108 万人が想定される事業系のごみとしての処理を基本とする。災害発生後に公園等へ投棄されたごみも考慮した収集・運搬体制を検討